

大阪市告示第1226号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月10日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立東成区民センター	令和8年10月19日（月）

（東成区役所市民協働課）